

おしえて 消費生活！！



相談事例(七〇歳代 女性)

業者から「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意していたものをざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとしつこく言ってきた。あまりにしつこく言われたため、仕方なく金のネックレスなど4点をだしたところ、「それを売ってほしい」と言われた。断ったが、男性の様子が怖く、なかなか帰ってくれなかったため、あきらめて2万円ほどで売却した。

しかし冷静になると、大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と業者に連絡をした。しかし、「すでに手元がない。クーリング・オフは出来ない」と断られた。

買い取られた貴金属 クーリング・オフできます！！

《アドバイス》

- ◎以前は、事例のような訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」についてクーリング・オフの対象ではないために、後になって返品を求めても「すでに処分した」などと言われ品物を取り戻せないケースがほとんどでした。
- ◎平成25年2月21日から、「訪問購入」に関してもクーリング・オフが導入され、法律に定められた書面を受け取った日から8日以内であれば無条件に取り戻すことができるようになりました。
- ◎クーリングオフ期間中は、契約をしたとしても、業者に商品を引き渡す必要はありません。
- ◎ただし、自動車や本などクーリング・オフが適用されない商品もあるので注意が必要です。
トラブルに巻き込まれないためにも、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- ◎もし勧誘などで不安を感じたり、不審に思うことがあれば、すぐに東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17 番窓口

電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

※独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報第157号を引用(一部添削)

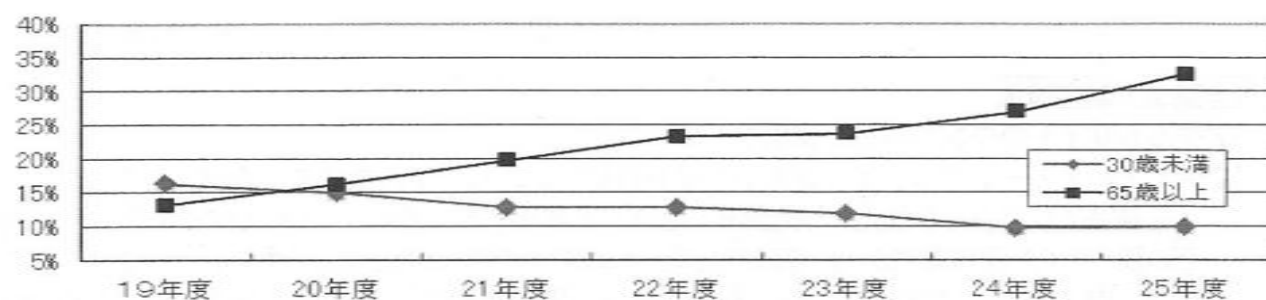
平成25年度 広島県消費生活相談状況

●近年の相談状況

昨年度の広島県及び市町で受け付けた消費生活相談件数は29,606件で、前年度から2,742件(10.2%)増加しました。

●当事者の年齢

65歳以上の高齢者の方がトラブルの当事者となるケースが、年々増加している。(H25年度：32.5%)



区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
30歳未満	16.2%	14.9%	12.7%	12.7%	11.8%	9.6%	9.9%
65歳以上	13.1%	16.2%	19.7%	23.3%	23.7%	26.9%	32.5%

(広島県消費生活課作成)

●相談概要

昨年度広島県内では、高齢者を狙った投資の勧誘や訪問販売による高額なリフォーム工事・点検商法等に関する相談が増加しました。以下のようなトラブルには、特に注意してください！！

① ファンド型投資商品

(例) 実態の全くない会社の未公開株や社債、事業への投資などを名目に、多額の契約を行わせる詐欺的商法。「被害回復のための弁護士費用」を名目とするケースもある。

② 健康食品の送りつけ商法

(例) 注文していない商品が自宅に届き、その代金を請求される架空請求。

③ 賃貸借トラブル

(例) 「きれいに使用していた賃貸マンションの退去時に、敷金が返還されなかった。」といったトラブル。

◎こうしたトラブルに巻き込まれたら、**東広島市消費生活センター**にご相談ください！！